

竜王町生活支援地域商品券
取扱店募集要項

竜王町
竜王町商工会

事業の趣旨

物価高騰の影響を受ける町民の生活を支援するとともに町内における消費を喚起し地域経済の活性化を図るため、竜王町生活支援地域商品券（以下「商品券」という。）を発行し、もって、竜王町における消費の喚起、下支えを図ることを目的とする。

1. 商品券事業の概要

- (1) 名 称 竜王町生活支援地域商品券
- (2) 発 行 者 竜王町
- (3) 発行額総額 92,800千円
- (4) 発行総数 11,600冊（1冊（額面500円×16枚綴（共通券10枚 地域専用券6枚））

i. すべての券が利用できる事業所

町内に本社を置く事業所または商工会員事業所。但し、商工会員であっても資本金あるいは資本金に相当する額（持株会社の資本金も含む）が1億円を超える法人事業所は共通券のみ利用とする。

ii. 共通券のみ利用できる事業所

町内に本社のない事業所（個人事業主の場合は住所地）及び資本金あるいは資本金に相当する額（持株会社の資本金も含む）が1億円を超える法人事業所。

※詳しくは参考 取扱券種区分早見表をご覧ください。

- (5) 配布及び利用対象者 令和8年(2026年)4月1日現在、竜王町に住民登録のある方
- (6) 利用方法 500円の金券として買い物に使用することができる。
- (7) 利用期間 令和8年(2026年)5月中旬頃から令和8年(2026年)9月30日まで

2. 商品券取扱厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売または役務の提供などの取引において利用可能です。
- (2) 商品券と現金の交換は禁止しています。
- (3) 商品券額面以下の利用であってもお釣りは渡さないで下さい。
- (4) 不足分は現金等で受け取って下さい。
- (5) 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ消費者が認識できるように、陳列棚、チラシ等にその旨を明示して下さい。
- (6) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- (7) 商品券の盗難・紛失について、発行者はその責任を負いません。

3. 商品券の利用対象とならないもの

- (1) 現金との換金、金融機関への預入
- (2) 出資や債務、公共料金等の支払（税金、振替代金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等）
- (3) 有価証券、汎用性がある商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4) 土地・家屋購入・家賃・地代・駐車料金等の不動産に関わる支払い
- (5) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (6) 事業活動に伴って使用する原材料、機械類および仕入商品等の購入
- (7) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第5号から第8号に規定する営業への支払い

4. 取扱店資格

竜王町内に本社または店舗を有する事業者に限り商品券を利用可能とします。
ただし、次の事業者は対象外とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第5号から第8号に規定する営業を行っているもの
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- (3) 上記3. 「商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱うもの
- (4) 町の物品調達業者および建設工事等競争入札参加資格者のうち指名停止の措置を受けているもの
- (5) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6もしくは第198条または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第89条第1項もしくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき
- (6) 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその法人の役員またはその支店もしくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所・店舗をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき
- (7) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営もしくは運営に実質的に関与していると認められる法人もしくは組合等または暴力団もしくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人もしくは組合等を利用するなどしていると認められるとき
- (8) 役員等が、暴力団、暴力団関係者または暴力団関係者が経営もしくは運営

に実質的に関与していると認められる法人もしくは組合等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与していると認められるとき

5. 取扱店の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、告知ツールを消費者がわかりやすい場所に掲示して下さい。
- (2) 消費者が利用される商品券について、受け取って問題がないかの確認をして下さい。確認用として見本券を配布するので、商品券を取り扱うすべての方（店員等）に周知して下さい。なお、偽造防止ホログラムが無い、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察および町に通報して下さい。
- (3) 商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面の利用済み欄に捺印またはチェックを入れることとし、既に捺印またはチェックがある商品券は、受け取りを拒否して下さい。
- (4) 商品券の交換および売買は行わないで下さい。
利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の代金として利用された商品券のみ換金可能です。

6. 申込みについて

(1) 申込方法

取扱店に申込みされる方は、この「募集要項」に同意のうえ、別添「竜王町生活支援地域商品券取扱店登録申請書兼誓約書」（別紙1）と「暴力団排除に関する誓約書」（別紙2）を、郵送または持参で竜王町商工会に申請して下さい。

なお、竜王町内に複数の店舗を持つ事業者については、すべての店舗が「募集要項」に同意していることを前提に、原則、各店舗ではなく事業者単位で申請してください。

この場合、各店舗の名称、所在地（郵便番号を含む）、電話番号、FAX番号、担当者名のわかるもの（様式自由）を添付してください。

※その他必要に応じて資料の提出をお願いすることがあります。

《あて先》

〒520-2552 滋賀県蒲生郡竜王町小口20-2 竜王町商工会事務局宛

(2) 申込期間

令和8年(2026年)3月2日から令和8年(2026年)3月16日まで

※郵送の場合、当日消印有効とします。

※申込期間以降も取扱店の申込みは受け付けます。

ただし、この申込期間以降の申込みについては、チラシ等に掲載はできません。

(3) 取扱店の登録

申請のあった店舗について、竜王町商工会の審査を経て取扱店として承認し、竜王町生活支援地域商品券取扱店登録証と店頭に掲示していただく告知ツールを竜王町商工会館にてお渡しします。

なお、申込内容に虚偽・不備等があった場合には、登録を取り消すことがあります。

7. 取扱店契約の解除

町は、次のような事由が生じた場合には、取扱店における商品券受領の有無に関わらず、取扱店契約を解除することができます。

この場合、町は、商品券の換金等を行わず、既に換金等を行っていたときは、その返還を請求します。

- (1) 事業者（事業者が法人の場合にあっては、その役員または使用人を含む。以下、この項において同じ。）が、商品券の換金等について詐欺を行い、または行おうとした場合
- (2) 事業者が、暴力的行為または脅迫的言辞を用い、不当に換金等を請求した場合
- (3) 契約締結後に事業者が暴力団等反社会的勢力に該当することが判明するなど、「4. 取扱店資格」の欠格条項に該当することとなった場合
- (4) その他事業者に町の信頼を損ない取扱店契約の存続を困難とする次のような重大な事由がある場合
 - ①町の名誉や信用等を毀損または毀損するおそれのある行為をしたとき
 - ②町の業務を妨害または妨害するおそれのある行為をしたとき
 - ③その他「募集要項」に違反する行為が認められるとき

8. 換金について

- (1) 換金専用用紙に記入し、商品券を添えて、竜王町商工会に持参してください。
- (2) 商工会の業務日の対応になります。夜間など営業時間終了後の取扱はできません。
- (3) 換金は、請求期間に複数回持ち込まないでください。
- (4) 複数の店舗を持つ事業者は、事業者単位（原則、取扱店承認申請書兼誓約書の「申請者名」または「店舗名」）で一括して換金してください。
- (5) 換金請求期間と支払日は次の通りです。期間経過後の換金には一切応じられませんのでご注意ください。

取扱月	換金請求期間	支払日
5月分	5月25日から5月29日まで	6月3日（水）
6月分	6月22日から6月26日まで	7月1日（水）
7月分	7月27日から7月31日まで	8月5日（水）
8月分	8月24日から8月28日まで	9月2日（水）
9月分	10月1日から10月9日まで	10月15日（木）

9. その他の留意事項

- (1) 「募集要項」に記載されていない事項に関しては、必要に応じ協議して定めます。
- (2) 取扱店の情報（店舗名称、所在地、業種等）は「商品券の使えるお店」として、町ホームページなどに掲載し、広く周知を図ります。
- (3) 「募集要項」を含むこの事業の取扱に追加・変更があった場合は、町ホームページでお知らせします。

問合せ先 竜王町商工会 Tel 0748-58-1081 Fax 0748-58-1470